



近畿税理士会

発行 平成14年1月

泉大津支部だより 14年新春号

No.6

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F TEL 0725-45-2534

編集委員/延時 隆・竹尾 公宏・石谷 秀志・岩間 新吾・笠井 慎五

2002年初春を迎えて

泉大津副支部長 南 四郎



希望に満ちた初春を迎え、皆様には益々ご健勝の御事とお慶び申し上げます。

日頃、支部運営には何かとご協力賜りまして、厚く御礼申し上げます。

すぐる年は飛躍に向けての試練の年であったように思います。

ご存知の通りの、小泉改革が全てであると言っているのではないのでしょうか。中小企業に取っては厳しい景気であります。テロの発生が景気下落に拍車をかけました。

喜ばしい事もありました。新宮様のご誕生。宮田署長様の御赴任。林支部長の発足。税理士法の改正。そして、支部の新企画としての現地集合解散の秋季旅行。又、税理士PRの一環として、和泉市商工祭りに参画しました。

私たち税理士を取り巻く環境は非常に厳しいものがあると考えます。本年4月より施行されます税理士法改正に伴い、否応なくその雨風に晒される事になるでしょう。我が支部におきましては、林支部長をはじめ幹事が力を合わせ、何らかいささかでも皆様の力にならなければと考えていますが、如何でしょうか。

本年は、どのような喜ばしいことがあるのでしょうか。又、如何なる試練が私達を鍛えてくれるのでしょうか。

禪に、(百骸一物 一物百骸)と。

老子に、(無為)と。

長閑なゆったりとした時間が過ぎていってほしい。それを味わいたい。それを楽しみたい。

午年の本年は、馬にあやかって、飛躍する駿馬の如く景気は威勢の良い年であって欲しいと、皆様と共に、心から思います。

年初にあたり皆様の益々のご活躍を祈念して、2002年初春を迎えての詞とさせて戴きます。

14年新春号
主な内容

1面 2002年初春を迎えて

2面 新年のご挨拶

3面 秋季旅行に参加して

4面 第6回誌上研修

～平成13年分所得税の改正事項～ ほか

7面 ITコーディネータ、ご存知ですか

8面 告知板・原稿募集

新年のご挨拶

泉大津税務署 副署長 三腰 信幸



あけましておめでとうございます。

近畿税理士会泉大津支部の会員の先生方には、清々しく新年を迎えられたことと存じます。

早いもので、昨年7月の人事異動により、泉大津税務署に参りまして、半年が経過いたしました。

この間、先生方には税務行政全般にわたりまして、深い御理解と暖かい御支援を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願いいたします。

さて、昨年は、我が国におきましては、不況下でのリストラや、流通・建設業界大手企業の倒産並びに狂牛病事件等々、また、世界的には米国での同時多発テロ事件に絡み、その後の政治経済面を含めた社会不安など、暗いニュースが新聞紙上を賑わしました。

日本漢字能力検定協会が公募した昨年1年間の世相を漢字一文字で表す「2001年の漢字」は、「戦」が1位で、以下「狂」、「乱」、「恐」、「命」と続いたそうです。

いかにも、昨年の世相を表した漢字であるという『カンジ』がしますが、大リーグのイチロー選手の活躍や、マラソンの高橋尚子選手の世界記録の樹立も戦いの結果とする意見や、小泉純一郎首相の構造改革を「抵抗勢力との戦い」と評した人もいたそうです。

「戦」は、自己との戦いで自分を高めるという意味もあるということで、今年に向けて前向きな見方もできるところではあります。

暗いニュースばかりが続いた昨年でしたが、12月1日には、敬宮愛子さまがご誕生されるなど、本年につながりそうな明るいニュースもありました。

一方、税理士会におかれましては、昨年5月に税理士法が改正されたのを受けて、支部規約や細則の変更のための準備を着々と進めてこられ、この17日には、臨時総会が開催されると伺っております。

さて、本年も、いよいよ所得税の確定申告期が近づいてまいりましたが、確定申告書の様式が40年ぶりに変更になったこともありまして、私どもとしましては、例年以上に、各種広報や、説明会等の実施などを精力的に行い、申告していただく方々への周知を図ってきているところであります。

先生方には、地区相談会場等での税務相談を始めとして、本年も、多大なるご協力をお願いすることになりますが、相談をする側、受ける側ともに慣れない様式での初めての申告相談でもあり、各会場ともに、従前以上の混雑や混乱が予測されますので、どうか例年にも増した暖かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部のますますの御発展と、会員の皆様方のご健勝及び御事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

秋季旅行に参加して

西嶋 靖夫



平成13年秋季旅行は10月19、20日に南紀白浜温泉へ行くことになり、ゴルフ組は当日の朝から、観光組は17時に現地に集合することになった。

支部役員の方の車に同乗させて貰い、われわれ一行は阪和自動車道の岸和田インターから御坊に向かった。何時もながら、阪和自動車道を走るときは、他の高速道路に比べて、料金の割高感を感じてしまう。専門家から言わせれば、決して割高ではなく、他の高速道路と同様に距離と料金所の件数によって、一定のレートで計算されているのだそうだ。

和歌山インターを出てまもなく、たわわに実ったみかんの木が黄色で点描のごとく山々を彩っていた。このあたりは有田で紀州みかんの本場である。

御坊インターをおりて国道42号線にでた。田辺の東はずれ、国道と分かれ白浜道路に入る。途中“とれとれ市場”という紀州の特産物売場に立ち寄った。そこでは鮪の解体、歌手坂本冬美で有名な梅干、（逆かな？）、鉛山せんべい、柚子もなか、なんばん焼、ごぼう巻等が売られていた。白浜道路の入り口近くにわれわれが目指す古賀乃井があった。

白浜温泉は熱海、別府とともに三大温泉の一つである。そしてまた有馬、道後とともに日本書紀や続日本書紀にも「牟婁のいでゆ」と呼ばれた古い歴史をもつ湯でもある。かつて熊野詣での帰りに大辺路をたどってきた人々は、みなこの白浜の湯に浸って、参詣で心を洗い、海景で眼を洗う思いをしたものらしい。

泉大津支部23名が古賀乃井に集合し、新鮮な山海の珍味に舌鼓をうち、時間の経つのも忘れて二次会、三次会と興じた。

翌日、ゴルフ組は朝食後、早々に出かけていった。観光組8名は白良浜に出かけた。ここ白良浜は丸公園を湯崎方面へとって海岸線に出たところに位置する。

鉛山湾に面した入江に松の緑やホテル群をバックにした白い砂浜が広がっていた。この白い細かい砂は

海外より取り寄せたもので、冬には強風で飛ばされないように魚網でフェンスをするのが冬の風物詩となっているようだ。

次に向かったのは三段壁。外洋に向かって直立する高さ50メートルの断崖が約2キロメートルにわたって続く。思わず吸い込まれそうな景観である。

三段壁から北方にあたる臨海に出た。ここは円月島、京大臨海研究所水族館、グラスボート発着所、南方熊楠記念館と名所の多いところである。



われわれ一行はグラスボートに乗った。船底のガラス越しに色鮮やかに熱帯魚の泳ぎ回る幻想的な海底風景？。海上に浮かぶ王朝風の Gondola から、羽衣伝説に出てくる純白の羽衣のような布を纏った海女が海深く飛び込んで魚群に餌付けをする珍しい水中群舞も見ることが出来た。ついでに海女がグラスボートの海底からガラス越しに手を振っていた情景は忘れがたいものとなったと思う。

最後の観光は南方熊楠記念館である。和歌山が生んだ独創的思想家、日本におけるエコロジスト、地域主義自然保護運動の先駆者、偉大な博物学者で、「博識無限、百科大事典に足が生えて動きだしたような男」（日本郵船の矢吹義夫談）熊楠が海外渡航に際して書き綴った文章をここに紹介しておこう。

「いま日本人の急務は十尺の自由を国内に伸ばさんよりはむしろ一尺の国権を外国に広げることにある。このまま腰をすえて日本列島に住み暮らしておれば四五百年後には文明の先進国である彼ら欧米人に国土は踏みにじられてしまう。だからいま日本人のほうから海を越えて欧米に渡り日本の国力を高めていく以外に道はない。」

われわれは旅館に戻り、三々五々帰路に着いた。

平成13年分 所得税の改正事項

研修委員会 高岩 弘至
阪 広久



平成13年分の所得税の確定申告時期が、間もなくやってまいります。
改正事項について、確認をしておきたいと思いますので、参考にして下さい。

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の改正（措法41）

平成13年中にマイホームに住み始めた人は、6月30日までに住み始めた人と7月1日以降に住み始めた人とでは、適用される住宅ローン控除の制度が異なります。
具体的には、下表のようになります。

居住の用に供する時期	平成13年6月30日まで	平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで
控 除 期 間	15年間	10年間
控除率（各年の年末借入金 残高5,000万円以下の部分の 金額に対し） 《各年最高額》	1年目～6年目 →1%《50万円》 7年目～11年目 →0.75%《37.5万円》 12年目～15年目 →0.5%《25万円》	1年目～10年目 →1%《50万円》

☆ 注 意

適用要件については変更ありませんので、本年の控除額については、いずれでも同額になります。

2. 特定情報通信機器の即時償却の特例（旧措法12の4）

平成13年3月31日をもって廃止されました。

3. 減価償却資産の耐用年数の改正（耐用年数省令）

減価償却の対象となる「電子計算機」（改正前の耐用年数：6年）について、次のようになります。

細 目	耐用年数
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4
その他のもの	5



☆注 意

- ①平成13年3月31日までに、取得かつ事業供用した場合には、即時償却と改正後の耐用年数での減価償却のいずれかを選択できます。
- ②平成12年以前から有している電子計算機についても平成13年分の減価償却費の計算から短縮された耐用年数が適用されます。
- ③サーバーとは、LANなどで接続されているパソコンに対して、アプリケーションソフトやデータベースを提供する役割を持ったコンピュータを指します。
- ④その他のものに該当する電子計算機としては、一般のパソコンでは扱いにくい領域を担当するワークステーション、ミッドレンジコンピュータ、汎用コンピュータ（メインフレーム）、パソコンサーバーなどが該当します。

4. 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度の適用期限の延長

平成13年3月31日をもって廃止されることになっていましたが、平成15年3月31日まで、2年間延長されました。

5. 長期所有上場株式を譲渡した場合の100万円特別控除制度の創設（措法37の10）

平成13年10月1日以降の譲渡で、所有期間が1年を超える上場株式等を、証券会社を通じて譲渡した場合に申告分離課税を選択したときは、その譲渡所得については、譲渡益から最高で100万円の特別控除が受けられる特例が創設されました。

平成13年分の贈与税の改正事項

1. 贈与税の基礎控除の特例の創設（措法70の2）

贈与税の基礎控除額が110万円（改正前60万円）に引き上げられました。

2. 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例（措法70の3）

- ①非課税限度額が550万円（改正前300万円）に引き上げられました。
- ②従来、初めてのマイホームの購入のみを対象にしていたものを、住宅を買い換える際にも、この特例の適用ができるようになりました。
- ③同様に、工事費用が1,000万円以上又は床面積が50㎡以上を増加する増改築工事にも適用できるようになりました。

☆注 意

今回の改正以前にこの特例の適用を受けた場合は、適用できません。

平成13年分の所得税確定申告書の様式の変更

すでに、ご存知のことと思いますが、平成14年1月から確定申告書が新様式に変更されます。新様式の内容は以下のとおりです

使用する確定申告書	申告の内容
A（第一表、第二表）	申告する所得が給与、雑、配当、一時所得だけで、予定納税額のない場合
B（第一表、第二表）	Aに該当しない場合



B と 分 離 用 又 は 併 用	Bと分離用 (第三表)	土地建物等の譲渡所得がある場合
		申告分離課税の株式等の譲渡所得がある場合
		山林、退職所得がある場合
	Bと損失用 (第四表)	平成13年分の所得金額が赤字の場合
		雑損控除額を平成13年分の所得金額から控除すると赤字になる場合
		繰越損失額を平成13年分の所得金額から控除すると赤字になる場合

なお、実際に作成してみますと、次の注意する点及び間違いやすい項目をみつけましたので、参考にさせていただきたいと思います。

1. 第1表の氏名欄のフリガナは姓と名の間を1マス空ける。
2. 第1表の生年月日の年号はコード番号を記載する（第2表の配偶者、扶養控除欄には年号の記載がある）。
3. 一時所得について、収入金額等の欄には、収入金額から支出した金額を控除した残高から特別控除額（最高50万円）を差し引いた後の金額を記入する。
4. 第1表の所得控除欄の雑損控除、医療費控除、寄付金控除について、金額の明細を第2表に記載する場所があるが、計算式は、今回、印刷されていない。
したがって、それぞれの控除額を失念する可能性大（特に、医療費控除については注意が必要）。
5. 第1表の所得控除欄の基礎控除の金額欄に38万円の印字がない。
6. 第1表の税額控除欄の配当控除額の計算をする場所がない。
7. 第1表の税額控除欄の住宅借入金等特別控除の明細を記載する場所がない。
8. 第1表のその他の欄に配偶者の合計所得金額、雑・一時所得の源泉徴収税額の合計額（申告書Bには、ほかに専従者給与（控除）額の合計額、青色申告特別控除額）等の記載場所がある。
9. 青色申告事業者では、申告書Bの種類欄に○をつける場所がある。

以上



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://nl.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保険プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イメージオーダー
健康食品(プロポリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシンレンタル
保養施設

ITコーディネータ、ご存知ですか

情報化対策委員会 阪 広久
笠井 慎五

はじめに

ITコーディネータという資格を皆さんはご存知でしょうか。最近いろいろなメディアを通じて報道されているので、名前だけは聞いたことがあるという方も多いかと思います。実はこの資格、我々税理士が取得した場合に活用できる部分が多いのです。以下で簡単にご紹介したいと思います。

会社に有用なITシステムとは

皆さんの顧問先でこんな経験はありませんか。業務の効率化を目指して、ソフト会社と契約し複数台のパソコンと共に高額ソフトを導入したものの、実際にはうまく使いこなすことができず、結局期待したほどの効率化ができなかった…。

手前味噌の話になりますが、私のコンピュータソフト会社の社員がこんな話をしたことがあります。

「私が就職した頃、会社を訪問するシステム・エンジニアはその会社の置かれた業界の状況、慣習等をよく理解した上で、その会社で本当に役立つシステムを構築するよう努力した。しかし、いわゆるバブル経済の時代に、営業努力をしなくても仕事がやってくる状態を経験し、またIT技術の向上に伴い、パソコン上で高度な処理を行えるソフトが開発された結果、かなり大きな(有名な)ソフトメーカーの(能力の高いであろう)人間でさえ、その会社のことを理解しないまま、ソフトを売りつけるような事を行っている」。

事の真偽は分かりませんが、真実だとすれば先述したような顧問先での事態も、当然起こりうる話です。

ITコーディネータとは

ITコーディネータというのは、特定非営利活動法人「ITコーディネータ協会」が経済産業省から委託を受けて実施される研修を終了し、試験に合格した人に与えられる資格のことです。協会のホームページ(<http://www.itc.or.jp/>)を見るとその業務内容は、「戦略的な業務改革および戦略的な情報システム構築の企画全般にわたって、経営者とともに可能な選択肢を検討し、調達・開発・運用にいたる流れを推進、監理する役目を果たします」とあります。

また、こうも書かれています。「このような役割を果たすために、ITコーディネータは経営と情報技術の双方についての知識をもち、経営者層をはじめ関係する人々とのコミュニケーション能力と情報システム構築プロジェクト推進のための監理能力をもつことが期待されます。また、経営者からの質問に対して、豊富な経験にもとづいてアドバイスし、必要な場合にはさらに相談できる専門家への橋渡しをし、戦略的な情報活用について経営者を支援する人でもあります」。

税理士とITコーディネータ

このような業務を行える適任者は誰でしょう。コンピュータの知識も必要ですが、実際のシステム開発は専門家が行うので、それほど深い知識は必要ないでしょう。むしろ、会社における業務の流れの分析、無駄な作業の存在等業務上の問題点の把握、組織における意思疎通の改良など、経営改善策を提案できる能力を持っていることがより重要だと考えられます。普段から多くの会社と接し、経営者と同じ立場から会社の発展を支援する税理士が正に適任ではないでしょうか。

昨年10月に559名が第1期合格者として資格を取得しましたが、そのうち10.2%が税理士です。また2003年度までは「プロフェッショナル特別認定制度」というものが認められており、通常のルートに比べて早く資格を取得することができます。自らの能力を生かした業務を行うためのツールとして、検討されてみてはいかがでしょうか。

支部行事 告知板

平成14年1月17日(木) 午後2時30分

確定申告連絡協議会

場所 リーガホテルアルザ泉大津 4F

平成14年1月17日(木) 午後4時

支部・臨時総会

場所 リーガホテルアルザ泉大津 4F
ロイヤルホール

<会員の異動>

平成13年12月31日現在 会員98名

事務所異動

平成13年11月19日 延時 隆 先生

事務所：〒594-0065 和泉市観音寺町 850-5

TEL 0725-46-0680 FAX 0725-46-0681

平成13年11月29日 岩井 永義 先生

事務所：〒592-0003 高石市東羽衣 5-26-39

TEL 072-265-2427 FAX 072-265-2427

平成13年12月13日 森福 清和 先生

事務所：〒594-1151 和泉市唐国町 1-8-25

TEL 0725-53-3906 FAX 0725-53-3907

平成13年12月20日 森福 淳治 先生

事務所：〒594-1151 和泉市唐国町 1-8-25

TEL 0725-53-3906 FAX 0725-53-3907

転入

平成13年8月2日 福田 當司 先生 北支部より

事務所：〒595-0014 泉大津市寿町 2-20

TEL 0725-23-8331 FAX 0725-23-8331



ご逝去 平成13年12月21日 船富 勝己 先生

業務廃止 平成13年11月28日 恵山 永孝 先生



原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。



書式は、字数1680字(1行24字×70行)前後で、できるだけ、テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。もしくは、原稿用紙1行24字×70行以内でも、結構です。

テーマは問いません。仕事・随想・趣味などなどお寄せください。

お問い合わせは、広報委員会 延時まで。

TEL 0725-46-0680 FAX 0725-46-0681

e-mail adv_tn@wa2.so-net.ne.jp